

平成18年5月26日

各 位

会 社 名 ミサワホームホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役 水 谷 和 生  
(コード番号 1722 東証・大証・名証第1部)  
問合せ先 執行役員 赤 松 哲 男  
(TEL.03-3345-1111)

(訂正) B種優先株式の併合および単元株式数の変更並びに定款の一部変更に関するお知らせ

平成18年5月25日付けで発表いたしました「B種優先株式の併合および単元株式数の変更並びに定款の一部変更に関するお知らせ」の定款変更一覧表に一部訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。  
なお、訂正箇所につきましては、\_\_\_\_\_線で表示しております。

記

・定款の一部変更

2. 定款変更の内容

現行定款 (訂正前)	現行定款 (訂正後)
第11条の3 (C種優先株式の併合又は分割、新株の引受権の付与等) (7) 当社は、法令に定める場合を除き、C種優先株式については株式の併合又は分割は行わない。	第11条の3 (C種優先株式の併合又は分割、新株の引受権の付与等) (7) 当社は、法令に定める場合を除き、C種優先株式については株式の併合又は分割は行わない。 <u>当社は、C種優先株主に対しては、新株の引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権は付与しない。</u>
変更案 (訂正前)	変更案 (訂正後)
付則 (平成18年6月29日第3次改定時) 第1条 (施行) 2 前項の定めにかかわらず、次の各号に掲げる部分については、平成18年6月29日開催の第3回定時株主総会 (以下「本総会」という。) におけるB種優先株式の併合に関する議案が可決され、かつその効力が発生した時 ( <u>次条において「本件併合時」という。</u> ) から施行する。	付則 (平成18年6月29日第3次改定時) 第1条 (施行) 2 前項の定めにかかわらず、次の各号に掲げる部分については、平成18年6月29日開催の第3回定時株主総会 (以下「本総会」という。) におけるB種優先株式の併合に関する議案が可決され、かつその効力が発生した時 ( <u>以下「本件併合時」という。</u> ) から施行する。

以 上